

インドネシア政府による入国規制
(インドネシアで1回目のワクチン接種を行った外国人の再入国：在インドネシア
日本国大使館レター手続き方法)

令和3年8月18日（総21第140号）
在デンパサール日本国総領事館

※在インドネシア日本国大使館より、以下のお知らせが発出されましたので、お知らせいたします。

●8月11日、インドネシア政府は外国人の入国規制を一部変更する通達を発出し、インドネシアで1回目のワクチン接種を行った方が再入国することが可能となりました。これに該当し再入国を希望する在留邦人の方については、在インドネシア日本国大使館からレターを発行いたしますので、同大使館まで個別に御連絡願います。

● 在インドネシア日本国大使館連絡先（日本語のみ）

◇メール：oshirase@dj.mofa.go.jp 件名「1回目接種済みの再入国手続き希望」

◇専用電話番号：+62-21-3983-9793、+62-21-3983-9794（平日（休館日を除く）午前9時～午後12時30分、午後1時30分～午後4時45分）

1. 8月13日付け在インドネシア日本国大使館お知らせ（インドネシア政府による入国規制の変更（政府通達の発出）：<https://www.id.emb-japan.go.jp/oshirase21163.html>）のとおり、インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、8月11日付け通達（第18号）を発出し、外国人の入国に係る規制を一部変更すると発表しました。

2. インドネシア政府からの追加説明によれば、過去にインドネシア国内で1回目のワクチン接種を行った者は、再入国後に2回目の接種を行うことを前提に、入国を認める、そのためには、旅券の写し、旅程、1回目のワクチン接種の証拠の写しを付した書類を提出する必要がある、とされています。在インドネシア日本国大使館から確認したところ、大使館からのレターを提示すれば再入国可能とのことでした。

3. つきましては、過去にインドネシア国内で1回目のワクチン接種を行った方で、現在本邦等に滞在中でインドネシアへの再入国を希望する方におかれては、以下の手続きをいたしますので、事前に余裕をもって在インドネシア日本国大使館にメールで連絡願います。再入国時は、同大使館からのレターに下記（1）の書類の写しを添付して、空港の検疫係官に提示してください。

（1）インドネシア当局に提示する書類（全て写し）

- ・パスポート（人定事項・顔写真のあるページ）
- ・一時滞在許可（KITAS）・定住許可（KITAP）
- ・フライト予定表（旅程、地方都市在住の場合は地方移動の国内線予約も含む）、隔離

先ホテル予定表（あれば）

- ・ 1回目のワクチン接種証拠書
- ・ 2回目のワクチン接種予約日がわかるもの

（2）在インドネシア日本国大使館への御連絡

下記宛てにメールにて、インドネシアで2回目のワクチン接種のために再入国を希望する旨を伝え、上記（1）の写し、インドネシアの住所、入国予定日・空港を送付。

在インドネシア日本国大使館新型コロナウイルス関連相談窓口：

◇ メール：oshirase@dj.mofa.go.jp（日本語のみ）

件名「1回目接種済みの再入国手続き希望」

◇ 専用電話番号（日本語のみ）

（受付時間：平日（休館日を除く）午前9時～午後12時30分、午後1時30分～午後4時45分）

+62-21-3983-9793、+62-21-3983-9794

（3）在インドネシア日本国大使館からのレター

在インドネシア日本国大使館にて上記（1）の必要書類を確認した上で、1回目のワクチン接種済みであり、インドネシアにおいて2回目の接種を行うことをもって入国を認めるよう求める大使館レターを発行し、申請者に送付。

4. なお、アストラゼネカ社製ワクチンをインドネシアで1回目のみ接種された方は、本邦滞在中に一時帰国する外国在留邦人向けワクチン接種事業において、同社製ワクチンの2回目を接種することが可能です。この場合、接種証明書は、1回目分がインドネシアで発行されたもの、2回目分が日本政府が発行するものの2つに分かれることとなります。予約等詳細については、外務省ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>）を参照してください。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。